

国立大学法人静岡大学 ABS 指針マネジメント運営に関する取扱いに基づく
手続に係る申合わせ

令和元年5月20日
ABS指針マネジメント専門部会

(目的)

第1条 本申合わせは、国立大学法人静岡大学 ABS 指針マネジメント運営に関する取扱い第12条に基づき、海外から遺伝資源を取得しようとする教職員等（以下「教職員等」という。）が遺伝資源を取得し、利用するために必要な手続きを定めるものである。

(定義)

第2条 本申合わせにおける用語は、静岡大学における海外からの遺伝資源取得等に関するガイドライン及び国立大学法人静岡大学 ABS 指針マネジメント運営に関する取扱いについての定義によるものとする。

(事前相談)

第3条 教職員等は、海外から遺伝資源を取得しようとするときは事前にイノベーション社会連携推進機構 ABS 指針マネジメント相談窓口（以下「窓口」という。）に相談するものとする。

2 窓口は、教職員等に当該国の法令整備状況や手続の情報、申請書等の雛形の提供を行う。

(取得願の提出)

第4条 教職員等は、海外から遺伝資源を取得しようとするときは様式1により窓口に海外遺伝資源取得願を提出するものとする。

2 窓口は、前項により受理した願を ABS 指針マネジメント専門部会（以下「部会」という。）に付議し、該非の審議に図る。

3 窓口は、部会からの審議結果を教職員等へ通知する。

4 前2項により海外遺伝資源に該当すると判断された場合、教職員等並びに窓口は次条以降の手続を行う。

(PICの取得)

第5条 教職員等は、海外遺伝資源の提供国等の共同利用研究機関または研究者を通じ、提供国政府に対して当該国の法令に則った所定の手続を経て遺伝資源の採取・取得の許可（以下「PIC」という。）を得るものとする。

2 教職員等は、提供国政府から PIC を取得したときは、速やかに窓口に許可書を添えて報告する。

(MATの締結)

第6条 教職員等は、海外遺伝資源の提供国側の共同研究機関等を選定し、窓口連絡する。

2 窓口は、提供国側の共同研究機関等と協議し、海外遺伝資源の利用にかかる利益配分に関する条項を含めた相互合意条件に関する契約（以下「MAT」という。）を学長名により締結する。

3 前項の契約書の作成にあたっては、教職員等は窓口の要請に応じ契約事項の調整に協力しなければならない。

（海外遺伝資源の取得と国内持込及び登録）

第7条 教職員等は、MAT及びPICの手続きが完了したときは、提供国の法令に従い遺伝資源を取得・採取するものとし、当該国からの持ち出しにおいても、当該国の法令を遵守する。

2 教職員等は、日本国内に海外遺伝資源を持ち込んだ場合、窓口は様式2により海外遺伝資源登録届を提出するものとする。

3 窓口は、前項により受理した届を部会に付議し、了承を得る。

4 教職員等は、海外遺伝資源を関係法令ならびに学内規則等に則り、管理する義務を負う。

5 窓口は、届出情報をもとに学内の海外遺伝資源情報を管理する。

6 教職員等は、本条第1項の規定に拘わらず、提供国側の事情によりMATの締結またはPICの取得ができなかったときは、海外遺伝資源の取得について窓口を通して部会の審議に諮ることができ、部会が許可した場合に限り海外遺伝資源を取得等することができるものとする。

（海外遺伝資源の利用・移転等）

第8条 教職員等が、海外遺伝資源を利用・移転または廃棄しようとする場合は、様式3により海外遺伝資源利用・移転・廃棄届を提出するものとする。

2 本申合わせによる利用とは、共著論文の発表や学会発表、特許出願やライセンス等による技術移転、共同研究等何らかの利益（非金銭的利益を含む）を生む可能性のある行為をいう。

3 窓口は、本条第1項により受理した届を部会に付議し、了承を得る。

4 教職員等は、海外遺伝資源を利用・移転・廃棄する場合、関係する国内法令等を遵守する。

5 窓口は、教職員等から海外遺伝資源の利用等により利益が得られた旨の報告があった場合には、MATに規定する利益配分に関する取り決めが適切に行われるよう教職員に指導し、利益配分にかかる手続きに協力するものとする。

（モニタリング）

第9条 窓口は、本学が管理する海外遺伝資源の国際遵守証明書（IRCC）がABSクリアリングハウスに掲載された場合、所定の手続により環境省に報告を行う。

- 2 前項を受けて、環境省からモニタリング（報告書の提出）の要請があった場合には、窓口は教職員等の協力を得て対応する。

（遡及）

- 第10条 生物多様性条約発効（1993年12月29日）以降に教職員等が取得し、保管している海外遺伝資源については、窓口が学内の調査を行い、遡及して本申合わせ第7条第2項による登録、管理を行う。

（事務）

- 第11条 MATの締結や届出の管理、部会の開催等にあたり、学術情報部産学連携支援課が窓口を支援する。

- 2 教職員等が受入れる留学生や研究者等外国人が海外遺伝資源を取得・採取し、本学へ持ち込む場合の取扱いに関して、国際交流課がこれを支援する。

（雑則）

- 第12条 本申合わせの改正は、部会が行うものとし、手続に関し定める様式については、窓口において適宜変更するものとする。

- 2 この申合わせに定めるもののほか、手続に関し必要な事項は、部会が定める。